
プロジェクト のれん及び減損項目 第 447 回企業会計基準委員会及び第 105 回 ASAF 対応専門委員会で
聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 447 回企業会計基準委員会（2020 年 12 月 3 日開催）及び第 105 回 ASAF 対応専門委員会（2020 年 12 月 7 日開催）において聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. なお、第 447 回企業会計基準委員会及び第 105 回 ASAF 対応専門委員会では、DP¹へのコメント文案全体を審議している。

聞かれた意見（第 447 回企業会計基準委員会）

3. 前回までの文案では、償却の再導入を支持する論拠として損益計算書の視点が不足していると感じていたが、今回の文案ではそれが補われていると感じる。これについては、のれんの減価を償却として費用に認識するというだけでなく、それが損益計算書の当期純利益に反映されることで、投資者に目的適合性のある情報を提供するという ASBJ が従来から主張してきた点を、引き続き主張することが可能か検討してほしい。
4. DP において減損のみモデルの維持を支持する主張の中で、「投資者は、耐用年数が恣意的と考えられるかどうかを問わず、償却費は業績の評価に役立たないので、償却費を足し戻すであろうとコメントした。」とされているが（DP 第 3.74 項）、財務諸表利用者は償却費の足し戻しを疑似的なキャッシュ・フローの算定の目的のみで行っているのではなく、償却前利益を会計基準間差異の調整の目的やプロフォーマの段階利益として利用する目的もあるため、その点についても論拠にできるか検討してほしい。
5. 償却の再導入が “too little, too late” の課題を解決するか否かの強弱がコメント内で一貫していないため、一貫させるべきである。
6. 取得に係る開示の改善について、監査人としては、開示がもたらす公共の利益と財務諸表作成者の不利益を比較衡量した上で、改善の要否を検討すべきであると考えている。監査可能性の観点からの懸念はあるが、開示がもたらす公共の利益を考慮して

¹ IASB から本年 3 月に公表されたディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」

いることを追加した表現としていただきたい。

7. のれんを償却する場合の償却期間を「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間」に基づくべきとしていることについて、理論的にはこのように将来の超過キャッシュ・フローの持続期間の見積りが合理的であると考えられる一方、実務上は、経営者が想定した投資回収期間の方がより客観性が高く、採用しやすいという意見があり、こうした議論を加味できるか検討してほしい。

聞かれた意見（第 105 回 ASAF 対応専門委員会）

8. 脚注 2 で追加された償却と非償却を無差別と考えていないアナリストの見解に対する償却の再導入の立場からの対応について、複数の論点を集約しすぎて主張が見えにくいため、記載を再検討いただきたい。
9. 国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の合同会議で俎上に挙げられた、その他の包括利益でのれんの償却費を計上する可能性については、相当な金額のノンリサイクリング項目が生じるという重大な懸念があり看過できない。クリーンサープラス関係が棄損されるような事態を避けるため、状況に応じて当該懸念を意見発信していくことを検討してほしい。
10. DP における償却の再導入に係る議論等について、IASB は議論を前に進めるために新たな証拠を求めているが、これまで積み上がった情報の分析が圧倒的に不足していると感じている。IASB は関係者間の意見の収集を行うだけでなく、関係者間における意見の差異が何故生じているのかについて踏み込んだ分析を行うべきであり、それが関係者間における意見の調整に資すると考えるため、生産的な議論のために ASBJ からも働きかけるべきである。

以 上